

木更津市告示第104号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により、区域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日

木更津市長 水越勇雄

第一種区域、第二種区域及び第三種区域並びに第四種区域のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域

備考 第一種区域、第二種区域及び第三種区域並びに第四種区域の区分は、平成24年木更津市告示第103号に定めるところによる。